



特集

民児協再点検



民生委員法で定められている
単位民児協という組織。

地区ごとに設置される

この組織のよいところは、

同じ地域に暮らす委員同士が

対等な関係性のなかで

意見交換の場を持ち

方向性を共有しながら

自分たちの街にあった

取り組みを実践できるところです。

その中で大切なことは、

時に立ち止まりながら

自分たちの取り組みや地域の現状を

振り返ることです。

大切なことを一つひとつ

話し合っていきましょう。

1 特集 …… P 2～25

一斉改選を前に
民児協を再点検 …… P 2・3

① 金銭の取り扱い
個人情報の取り扱い …… P 4～9

② 災害に備えた取り組み …… P 10～17

③ 主任児童委員と児童委員
の取り組み …… P 18～21

④ 民児協の仲間を再発見 …… P 22～25

2 令和5年度
事業報告・決算 …… P 26・27

お知らせ・編集後記 …… P 28

一斉改選を前に

民児協を再点検

一期三年の委嘱期間も、残りはあと1年。

これまでの取り組みを振り返りながら、民生委員の基本姿勢や活動の方向性、地域との向き合い方等について、皆さんで話し合ってみましょう。

2025（令和7）年12月の一斉改選まで一年を切りました。早い市町村では、一斉改選に向け、民生委員を継続することへの意向調査や後任委員探し、委嘱スケジュールの設定など、少しずつ委嘱手続きの準備を始めているところもあります。

これから春にかけて、市町村行政（民生委員担当課）では、定数の増減や担当区域の範囲なども、皆さんの意見を踏まえながら検討していくこととなります。

地区民児協としては、あらかじめ一斉改選に関連するスケジュールを行政に確認したうえで、自分たちの地域の実情に沿った体制・配置について定例会等で検討し、行政に伝えていくとよいでしょう。

こうした点とあわせて、ぜひ地区民児協

の皆さんでご検討いただきたいのが、地域のことや地区民児協の取り組みを「再点検」することです。

おそらく、多くの地区民児協では、定期的に取り組む活動や、目の前のイベント準備等に追われている中で、なかなかこれまでの活動を振り返る機会は少なかったのではないのでしょうか。

本号では、地区民児協内で共有してほしいテーマを取り上げながら、そのポイントやワークシートなどをご用意しています。

今回、取り上げたテーマは4つ。

まず1つ目は、「金銭」と「個人情報」の取り扱いです。本年6月には、県内で民生委員による金品の横領事件が発生しました。

また、個人情報の紛失や不適切な取り扱いなども、数年前おきに発生しています。この2点の取扱方法は、地区民児協で繰り返し確認・共有しておく必要があります。

2つ目は、「民生委員による災害に備えた取り組み」です。まず、ここでは「平時・災害時・災害後」それぞれの場面での基本的な考え方や役割などをおさえます。そのうえで、皆さんがお住いの地域に想定される災害（地震・風水害・土砂災害等）をふまえて、行政や自主防災組織との連携・協力方法を検討していきます。

3つ目は、「主任児童委員と児童委員の取り組み」です。本年1月で、主任児童委員制度は創設30年を迎えました。この節目に、主任児童委員と児童委員それぞれの役割や

本誌の
統一表記

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記（略称）。

1 一斉改選を前に民児協を再点検

具体的な取り組み、相互の連携・協力方法、地域に暮らす子ども達や子育て世帯との向き合い方等について検討していきましょう。

最後の4つ目は、「民児協の仲間を再発見」です。皆さんは、毎月の定例会等を通して、委員仲間と活動や地域のことを話し合う中で、お互いの人となりは理解していることかと思えます。ただ、これまでの生活環境も異なり、ましてや社会人経験や世代も異なる中で、よくよく考えてみると、「謎のベール」に包まれているところも多いのではないのでしょうか。

やはり、組織として行動を共にするからには、ある程度、お互いの理解を深め、関心を持ちあい、協働していくためのチームワークを育んでいくことが大切です。そうした関係性を築いていくことは、活動へのやりがいや楽しさ作りにもつながっていきます。そして、そうした心持ちで活動に取り組んでいくと、住民にも民生委員の魅力が伝わっていくものです。

ぜひ、P22以降掲載の「相関マップ」を活用しながら、お互いの身の上話をアレコレ話してみてください。

その他、本誌では定期的に活動や地域のことを振り返る特集を組んでいます。下記バックナンバー等を活用しながら、定例会などで、皆さんの取り組みを「再点検」する時間を持ってみてください。

参考資料

●下記データは、本会 HP に掲載。ダウンロード可。
(URL) <https://chiba-minkyu.or.jp/participants/magazine/>

第 85 号 「班活動で学ぶ！ 民生委員活動」



(概要) 担当区域の近い委員同士が相談・協力しあう班活動。その有効性や取り組み方法等を掲載。
●発行: 令和 5 年 3 月 / ●頁数: 20 ページ / ●特集テーマ: 「班活動で学ぶ! 民生委員活動」

第 82 号 「地域共生社会と民生委員活動」



(概要) 地域共生社会を目指す中で、まずは地域(場所・ひと・組織)を知ることが大切。その要点や実践方法を掲載。
●発行: 令和 3 年 12 月 / ●頁数: 24 ページ / ●特集テーマ: 「地域共生社会と民生委員活動」

第 78 号 「一斉改選を考える」



(概要) 現在行っている一つひとつの活動の「やりがい」や「必要性」を確認しながら、整理する方法(断捨離)を掲載。
●発行: 平成 31 年 3 月 / ●頁数: 20 ページ / ●特集テーマ: 「活動の断捨離をしよう!」

金銭の取り扱い

民生委員活動と金銭の取り扱い

本年6月、県内の民生委員が高齢者の通帳を預かり、当該口座の金銭を着服した容疑で逮捕されるという事件が発生しました。

民生委員は、民生委員法第1条で「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」とされており、住民との信頼関係のもとで活動しています。

見守り対象である高齢者等の金銭を着服するような行為は、民生委員だけではなく、地域で活動する福祉関係者やボランティアへの信頼にも関わる大きな問題であり、決してあってはならないことです。

全民児連では、民生委員が活動上で金銭の取り扱いを伴う支援に関わる場合について、2005（平成17）年9月14日付け通知で「民生委員は、原則金銭を取り扱う支援は行わない」ことを示し、やむを得ず、住民との間で金銭的な支援を行う場合においても、下記の留意事項を示しています。

「やむを得ず」取り扱う場合の留意事項

- ① 金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。
- ② 実施する際は極力一人では行わず、複数体制で対応すること。また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。
- ③ 取り扱いの内容について民児協組織として定期的にチェックを行うこと。
- ④ 金銭の取り扱いは少額の範囲にとどめること。

住民との信頼関係を築くうえで、金銭の取扱方法は、きちんと共有しておかなければいけません。あらためて、その対応方法などについて、地区民児協として話し合いながら共有していきましょう。

県内には、多くの家事（買い物）支援ボランティア団体等が活動しています。民生委員としては、できるだけこうした支援は行わず、当該団体を紹介するようにしましょう。特に緊急性がある場合は、この限りではありませんが、こうした際も複数人で判断するようにしましょう。

住民との関わりの中では、金銭的な支援とは逆に、日々の活動への感謝のお礼として（好意で）金品を渡そうとする住民もいます。同じ地域に暮らす住民同士のやりとり（おすそ分け等）の範疇は、この限りではありませんが、民生委員として活動した対価としては、決して金銭や物品をもらわないようにしましょう。

なお、身体が不自由な方や認知症の方などで継続的な金銭管理が必要な場合は、市町村社協が実施する「日常生活自立支援事業（すまいる）」や、成年後見制度の活用が必要となるため、行政や市町村社協等の関係機関へつなぐようにしましょう。

Q

これまで、住民とのやりとりのなかで、どのような「金銭を取り扱う場面」・「金銭に関する会話」がありましたか？ 自分の経験を変えながら、皆さんで話し合ってみましょう。

Q

地区民児協として、全民児連が示す「金銭の取り扱い」（右頁中段）に関する留意点について、それぞれどのように対応するのか、一つひとつ再点検していきましょう。

1 金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合の対応方法は？

2 複数体制での対応方法と記録方法は？

3 地区民児協としての定期的なチェック方法は？

4 金銭の取り扱う場合、その範囲は？（原則、取り扱わない）

個人情報 の取り扱い

民生委員と個人情報

民生委員は、行政から提供される名簿や、住民から直接耳にする情報など、活動を進めていくなかで、個人情報（「プライバシー」を含む。両者の違いは次頁下段参照）に触れる機会がたくさんあります。

活動の性格上、個人や世帯の状況が十分にわからない（把握しない）と、適切な支援を行うことはできません。適宜、担当区域内の要支援者や気になる住民の情報把握に努める必要があります。

ただし、ひと言に個人情報とはいっても、行政から提供される名簿のようなものから、住民から聴く「〇〇さんが、先週入院したらしいわよ」といった情報まで様々です。

なかには、信憑性が低い噂や伝聞のようなものもあります。当該住民との関わりを続けるなかで、そうした情報を精査しながら、支援に必要な情報を客観的に整えていく必要があります。

民生委員が保有する個人情報としては、

主に次のようなものが挙げられます。

- ① 福祉票（住民の相談・支援に関する経過記録）
- ② 生活福祉資金借受世帯援助記録票（社協「生活福祉資金制度」の借受世帯別の相談・支援の経過記録）
- ③ 要支援者名簿（行政から民生委員に提供される情報）
- ④ 避難行動要支援者名簿（行政から民生委員をはじめとする支援者に提供される情報）
- ⑤ 「状況報告」に関する依頼書（住民からの依頼で作成する状況報告確認書）
- ⑥ 活動記録（「プライバシー」を記載している場合がある）

個人情報を取り扱うポイント

民生委員には、「民生委員法」第15条により守秘義務が定められています。

活動するうえで必要不可欠な個人情報。この取扱方法やおさえておくべき点について、地区民児協として共通認識を持っていきましょう。

（民生委員法第15条）

民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

民生委員は、非常勤・特別職の地方公務員にみなされる（行政実例）ことから、民生委員として活動する範囲内では「個人情報取扱事業者」には該当しませんが、地域での活動は、住民との信頼関係があつてこそ成り立つものです。

活動を通して知り得た住民の個人情報については、守秘義務を遵守することももち

1 個人情報の取り扱い

ろん、住民が不利益を被らないように、その取り扱いには慎重な対応が求められます。これまで、民生委員が住民の情報を取り扱ううえで、次のような事例も発生しています。

- 高齢者宅を訪問した際、他の高齢者の健康状態を話してしまった。
- 調査中に、調査票が風にあおられて飛ばされそうになった。
- 定例会後、委員仲間と公民館の出入口付近で住民のことを話してしまった。
- コンビニのコピー機に書類を置き忘れてしまった。
- 自宅の居間に、個人情報の書類を置きっぱなしにして出かけた。

他人の個人情報を保有する以上、うっかりミスは許されません。一時的にでも、第三者に見られることで、悪用されないとも限りませんので、定期的に(次頁の)「個人情報の取り扱い10のポイント」を確認するようにしましょう。

少し留意しておきたいことは、情報を把握することへの考え方です。もちろん、支援に要する情報把握は必要ですが、その世帯に関する情報を何でもかんでも把握しようとする必要はありません。「活動を行うた

めには、どのような情報や項目(ひとり暮らし・緊急連絡先等)が必要なのか」という点を考えていくようにします。

また、行政から個人情報の提供を受けている場合は、市町村が定める個人情報保護条例等によって、提供方法やその内容をはじめ、更新・保管等の管理方法が定められていますので、一度確認しておきましょう。

その他、少し古い調査ではありませんが、下表のような調査結果も出ています。全市民児連では、2016(平成28)年に「全市民児連制度創設100周年記念全国モニター調査」を全国23万人の委員を対象に実施しました。左下のデータは、「委員活動における悩みや苦勞」に関する設問への県内回答者(6,585人)の集計結果(抜粋)です。これによると、個人情報に関する回答が上位を占めていることがわかります。

守秘義務を遵守するには、ここで挙げた留意事項(①活動に必要な情報・項目/②市町村の条例と管理方法等/③下表項目)に加えて、次頁のチェックポイントや事案について、定例会などで意見を出し合いながら検討を重ね、共通認識を育んでいく必要があります。ぜひ皆さんで話し合う場を持つてください。

※「民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査報告書」(H30)は、全市民児連HPにデータ掲載有。URL:パスワードは、本誌裏面をご確認ください。

プライバシーと個人情報の違い

両者の違いは、よく郵便配達を例に説明されます。郵便配達員は、記載されている宛先(個人を特定する住所や氏名等の「個人情報」)をもとに配達します。そして、そのハガキ等に書かれている他人には知られたくない私的な情報が「プライバシー」です。プライバシーの主な項目は「●病歴・身体的特徴等の身体関係/●戸籍・家族関係等の身上関係/●学業成績・犯罪歴等の経歴/資産・所得等の財産/●思想・信条・宗教等の精神的自由に関する情報」等があります。

Q 委員活動における悩みや苦勞

(※全国モニター調査・県内集計結果抜粋・複数回答)

項目	%
1 プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	54.9%
2 支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	25.2%
3 支援を必要としている人がどこにいるのかわからない	22.8%
4 援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい	22.2%
5 社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	13.8%

Q

個人ワーク

自己点検をしよう

守秘義務を遵守するうえで、また保有する個人情報を正しく取り扱ううえで、定期的に左記「個人情報の取り扱い10のポイント」をチェックしましょう。

- 1 外出先に持ち歩かない**

福祉票をはじめ、プライバシー性の高い情報が記載された書類は持ち歩かない。訪問活動でも、真に必要な情報以外は持ち歩かない。
- 2 活動中の紛失に注意する**

やむを得ず、個人情報を持ち歩く際は、カバンなどの置き忘れに注意する。
- 3 コピーは取らない**

原則として、個人情報の記載のある書類はコピーしない。もし、コピーする場合は、コピー機に書類を忘れないように気を付ける。
- 4 外出先で住民に関することを話さない**

大勢の人が出入りする場所(公共施設や飲食店等)で、住民に関することを話さない。
- 5 記録そのものを資料として提供しない**

関係機関に相談する時や委員同士で検討する時に、個人情報の記載のある書類そのものを資料として提供しない。研修目的で使用する際も匿名表記とし終了後に回収。
- 6 不要になった情報は適切に廃棄する**

当該世帯への支援が終了した、あるいは(転居等により)関わりがなくなった時点で、不要になった個人情報は適切に処分する(シュレッダーや焼却、提供元に返却等)。
- 7 記録には客観的な事実のみを記載する**

噂や伝聞等は記載しない。
- 8 自宅での保管場所・方法に注意する**

家族の目にふれないように保管場所に注意する。種々の資料を1つのカバンに入れておくことを避けるなど、保管方法にも注意する。
- 9 個人情報の取り扱いのルールを決める**

民児協として、万が一紛失した際や記録の引き継ぎ、関係者との情報共有ルールをあらかじめ決めておく。また、個人情報の取り扱いに関する確認や学習の場を持つようにする。
- 10 後任者に引き継ぐとき、住民の同意を得る**

後任者に個人情報を引き継ぐことについて、当該住民の了解を得ておく。今後、良好な信頼関係のもと継続的な支援を行っていくためにも事前に了解を得ておく。

(出典) (本会)「民生委員・児童委員の活動ハンドブック」P.48・49抜粋。なお、本チェックリストは、全民児連「大丈夫ですか! 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」を本会で再構成したものです。

Q

グループワーク

民児協で点検しよう
住民の個人情報をおきましよう。右記のような場面では、どのようにしたらよいでしょうか？

<地域住民と個人情報>

- ① 住民の支援活動をしている立場上、町内の井戸端会議のような場所に参加しづらくなっています。どのような気持ちで向き合えばよいのでしょうか？
- ② 支援している高齢者Aさんのご近所さんから、「最近Aさんは元気になっていらっしゃいますか？」と尋ねられました。どのように回答すればよいのでしょうか？
- ③ 支援している高齢者Aさんのご近所さんに、Aさんの見守りを協力していただいています。その方に、Aさんの個人情報を伝えてもよいのでしょうか？ また、伝える場合は、どの程度伝えるとよいのでしょうか？
- ④ 「この話は、担当してくれるあなたにだから話すのよ」と、支援している住民から打ち明けられた内容は、このまま誰にも伝えなくてよいのでしょうか？

<関係団体と個人情報>

- ⑤ 民生委員として出席している町会・自治会の会議の中で、「民生委員が持っている情報を提供してほしい」と言われました。提供してもよいのでしょうか？
- ⑥ 担当区域のひとり暮らし高齢者が緊急入院しました。病院から「ご家族の連絡先を教えてください」と依頼されました。把握している長女の連絡先を教えるてもよいのでしょうか？
- ⑦ 市町村行政から、住民に関する情報を提供してもらえませんが、担当区域内の見守り対象者を把握することも難しく、思うような取り組みができなくて困っています。必要な情報を提供してもらうには、どうしたらよいのでしょうか？

<家族と個人情報>

- ⑧ 活動の中で把握した住民の情報を、家族と共有してもよいのでしょうか？

<民児協と個人情報>

- ⑨ 定例会の場で、活動を通じて得た住民の個人情報を提供してよいのでしょうか？ また、どのように共有したらよいのでしょうか？
- ⑩ 退任する委員から、新任の委員に引き継ぎを行う場合、住民の個人情報等は、どのように引き継いだらよいのでしょうか？

災害に備えた 取り組み

ここでは、民生委員による災害に備えた取り組みの概要を踏まえながら、皆さんの地区民児協としての取り組みを再点検していきましょう。

これまでの取り組み

2024（令和6）年1月、能登半島地震が発生し、北陸地方を中心に甚大な被害をもたらしました。石川県・富山県・福井県・新潟県内の47市町村（35市11町1村）には、災害救助法が適用され、今現在も復興・復旧に向けた取り組みは続けられています。

近年は、全国各地で大規模な地震をはじめ、台風や土砂災害、風水害などが発生し、「自然災害大国・日本」に暮らしていく中で、災害に備えた取り組みは、民生委員としてだけでなく、生活者としても日々考えておくべきテーマです。

これまで、民生委員による災害に備えた取り組みは、全民児連提唱のもと、その時代に応じた取り組みが行われてきました。

その始まりは、2006（平成18）年4月から2010（平成22）年11月にかけて展開された「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」です。日本全国で自然災害が多発するなか、高齢者や障がい者といった災害時要援護者への支援が社会的な課題となっていました。

そうした中、この運動では「災害時要援護者台帳」の整備や、「災害福祉マップ」の作成に主眼を置いた取り組みとして、全国の地区民児協がその整備に努め、その後発生した「新潟県中越沖地震（平成19年）」を

はじめとする各地の地震や豪雨災害時には、その有用性が確認され、民生委員による地域に根ざした取り組みの重要性が認知されました。

しかし、2011（平成23）年3月11日に発生した「東日本大震災」を機に、災害との向き合い方を再考することになります。

当初、民生委員による「災害時一人も見逃さない運動」は、あらかじめ災害時要援護者を把握し、適切な避難支援体制を整備していくー平時の活動を主眼としていたはずでした。しかしながら、その名称から「災害発生時に一人も見逃さない」と受け止めていた委員が多くいたこと、また強い使命感から、地震発生直後に高齢者世帯等の安否確認や避難支援に奔走してしまったことなどから、民生委員自らの避難が遅れ、56名もの尊い命が失われました。

国では、東日本大震災の状況を踏まえ、2013（平成25）年6月、「災害対策基本法」を改正します。

これは、平時からの防災体制の強化とともに、発災後、様々な支援ニーズを有する被災者への適時・適切な支援が行われる体制整備を目的としたものでした。また、この中では発災時に自力避難が困難な住民を掲載する「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けたほか、この名簿の提供先に警察や消防、自主防災組織等に加

え、民生委員もその対象とされ、地域の避難体制整備を図ることとされました。

全民児連においても、この法改正と前後する形で、あらためて民生委員による災害時要援護者支援活動の具体的な考え方や留意点を再整理し、同年4月には「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針《第1版》」を、また同年11月には《第2版》を取りまとめました。

2019（平成31）年3月には、それまでの指針を全面改訂し「災害に備える民生委員・児童委員に関する指針」と題した《第3版》を発表。後述する「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」等を示し、委員自身の安全確保が何より重要であるという観点に立ち、災害に備えた活動の方向性や留意点を示しています。

その後、2023（令和5）年5月には《第4版》に改訂し、災害との向き合い方の基本的事項を整理しました。それまでの指針は、全国の民生委員が一体的な活動を進めていくうえでの方向性を示していましたが、この指針では「全国的な見地としての方向性を示し、個々の民児協で地域特性や地域の社会資源、行政による災害対策への取り組み状況等を踏まえ、自らの民児協としての取り組み方針を策定するための参考として活用されることが期待される」と位置付けられています。

能登半島地震と民生委員

では、直近に発生した「能登半島地震」における民生委員の動向や取り組みは、どのようなものだったのでしょうか。

全民児連では、この概況について、被災県市からの報告等を踏まえて、5回に渡り『令和6年能登半島地震』による被害と対応状況等」という経過報告を發出しています。これによると、民生委員による発災後の取り組みは、下枠のような報告がされています。

やはり、民生委員が平時や発災後に実践した取り組み、また内外ともに求められたことは「声かけ」であり「見守り訪問（安否確認）」だということがわかります。日頃から顔を合わせ、同じ地域に暮らす民生委員だからこそできる取り組みです。

また、発災後まもなく、町会・自治会等との連携した取り組みをしていることから、平時からの関係作りがなされていることが窺い知れます。

そして、「平時から『発災時は』委員自身と家族の身の安全を確保する」と対応方針を決めていたのが役立った」との報告もされています。この方針は、地震に限らず、あらゆる災害時に共通するものです。地区民児協としては、繰り返し確認のうえ共通認識を持つておく必要があります。

発災時・後の対応と取り組み

（『令和6年能登半島地震』による被害と対応状況等（第5報）（R6・3）より引用抜粋。一部本会編。）

- 自治会・町内会等と連携し、高齢者及び要支援者名簿対象者宅を訪問し、状況確認をしながら、声かけ等の見守りを行った。
- 一人暮らし高齢者等の気になる世帯に対して、声かけや困りごとへの相談のための訪問頻度を多くしている。
- 避難所で生活をしながら活動を行ったり、町内会と連携して見守り活動を行ったり、いち住民としてボランティア活動を行う委員も多にいる。
- 住民の安否確認は、避難している人も含めて電話等で行った。
- 発災直後の数日間は、電話もつながりにくい状況となったが、LINE のやりとりで委員同士の安否確認を行った。

その一方、下枠の通り、いくつかの課題も見えてきています。

住民や行政との関わりの中で生じた課題のうち、主なものは「民生委員の役割」に関するものでした。日頃の取り組みや「災害に備えた取り組み」の中で、声かけや見守りなどの活動は認知されているものの、民生委員が何を・どこまで取り組むのかまでは浸透していないことが見受けられます。

これは、どの地域にも見られる共通した課題です。県内でも、民生委員の役割や活動範囲が曖昧なまま取り組んでいるところも多いかもしれません。P14以降掲載のワークシートを活用しながら、地区民児協として地域に伝えること等を整理したうえで、折を見て、平時から自分たちの役割や立ち位置といったものを伝える・理解者を増やすことを心がけていく必要があります。

民児協内部の課題に目を向けてみると、新任委員の取り組みや、メンタルヘルスに関することが報告されています。

住民からの悩みや相談を、真正面から受け止めて解決しようとする、否が応でも負担感を抱いてしまいます。また、他の災害時や、一斉改選後の新任委員の中には、「燃え尽き症候群（それまで熱心に活動に取り組んでいた人が過度なストレスによって、突然やる気・意欲を失ってしまうこと）」の状態になる委員も見受けられます。ぜひ、本会HP掲載の動画「メンタルヘルスと民

（『令和6年能登半島地震』による被害と対応状況等（第5報）」（R6・3）より引用抜粋。一部本会編。

住民との間で生じた課題

- 住民から「民生委員が逃げてどうする」と指摘されるケースもあった。
- 就業している民生委員は、職場対応が優先となり、支援活動（見守り・声かけ）ができない。こうした状況に対し、住民から叱責を受ける委員もいた。

行政との間で生じた課題

- 行政や保健師が地域を巡回する際に、行政からの同意を得られず、同行できなかったケースもあった。
- 福祉担当者以外の行政職員は、民生委員の役割等を理解していない方が多く、避難所での連携が困難だった。

民児協内の課題

新任委員

- 新任委員の中には、発災後、何かをしなくてはいけないという想いが強く、会長等に相談せず単独行動し、トラブルになることもあった。
- 約半数が新任委員（就任1年）のため、災害が起きてからどのような活動を行えばよいかわからず、安否確認が迅速に行えなかった。

メンタルヘルス

- 住民が被災のストレスや不満等を民生委員に吐き出すことで、委員自身が受け止めきれない状況も課題にある。メンタルコントロールやストレスを一人で抱え込まない対応が必要。

その他

- 発災後の2か月間は、定例会を開催できず情報共有が難しかった。顔をあわせることの重要性を再認識。
- 自宅に住めない状況のため、市外に避難している委員も多く、通常の委員活動ができる状況にない。

2 災害に備えた取り組み

生委員・児童委員」を視聴のうえ委員の心の健康にも目を向けてください。

その他、被災地委員の生活状況については「民生委員自身も被災者であり、自宅に住めず避難所生活をしている委員もいる」ことや、「民児協として活動する以前に、自分たちの生活をどのように取り戻せるかという状況」という報告がされています。

災害時には、自らが被災することや、自身が地域にいない可能性があることなども想定しておく必要があります。

「災害に備えた取り組み」と民生委員

能登半島地震における実際の取り組みや課題を踏まえたうえで、民生委員ができる「災害に備えた取り組み」を整理していきます。

本会の「民生委員・児童委員の活動ハンドブック」では、民生委員による「災害に備えた取り組み」を、下表のとおり「①平時・②災害時・③災害後」の3つの場面に分けて考えています。

まず、民生委員の「災害に備えた取り組み」の中心となる「①平時（平常時）」です。

日頃の活動の延長線で、自主防災組織等と連携し、名簿や災害福祉マップの整備等に協力します。行政から提供される「避難行動要支援者名簿」に、日頃の見守り活動の中で気になる世帯や日中ひとり暮らし世

場面	概要	想定される活動内容
①平時	災害が発生していない時を指し、「平常時」ともいう。	■名簿整備／■避難場所・経路の確認及び周知／■緊急連絡網の整備／■地域の自主防災組織等との連携／■災害福祉マップ作成 等
②災害時	自治体や気象庁から警報が出ている時。（地震（余震）発生時、台風接近・通過時等）	■自身と家族の安全確保／■（必要に応じて）避難所で行政職員等に要支援者に関する情報提供や、地区民児協の執行部に状況報告
③災害後	自治体や気象庁から警報が解除された後。自身と家族の安全が確認された後。	■住民の安否確認（要支援者・気になる方）／■地区民児協としての活動／■行政からの依頼事項／■被災者支援に関する情報提供（税の減免・猶予）等

帯などを加えた名簿を整備する民児協もあります。また、この時、先ほど課題にも挙げた「民生委員の役割」を周知することも、心掛けておきたいところです。

次の「②災害時」は、その言葉の捉え方に注意を払う必要があります。

自然災害が多発する日本では、様々な種類の災害（地震・風水害・土砂災害等）が想定されますが、基本的には千葉県やお住いの市町村、気象庁から注意報や警報等が発令されている時は「災害時」です。

この時、民生委員としての活動は原則行いません。自身や家族の安全が確保されており、心身ともに余裕がある場合のみ避難所での支援活動等を検討します。

「③災害後」は、災害時の警報・注意報が解除された後を指します。無理なく安全にできる範囲で、住民の安否確認や（あらかじめ決めていた）地区民児協としての活動、行政からの依頼事項（安否確認や支援情報の周知）等に協力します。

さらに、次頁以降には「ハンドブック掲載の（民生委員ができる5つの取り組み）」と、全民児連が示す「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」を掲載しています。

ぜひ、皆さんの地域に想定される災害を踏まえながら、「災害に備えた取り組み」について、地区民児協の中で検討・整理し、共通認識を持っていきましょう。

民生委員による

災害に備えた取り組み

再点検ワークシート

本会の「民生委員・児童委員の活動ハンドブック」では、民生委員ができる取り組みとして、次の①～⑤を取りあげています。

民生委員による「災害に備えた取り組み」は、日常적인見守りや安否確認等の延長線上にある取り組みだということを踏まえたうえで、民生委員ができること・できないこと、伝えること、共有することなどを考えていく必要があります。

地域の防災体制や組織、地区民児協の取り組みを再点検していきましょう。

①いろいろな災害を想定

ひと言に「災害」と言っても、地震や台風はもちろん、土砂災害や河川の氾濫、津波、竜巻など、皆さんが暮らす地域によって災害の種類は大きく異なります。

それぞれの災害により避難方法・場所が異なることも考えられますし、災害の発生場所や時間帯でも対応は異なるでしょう。加えて、地域には多様な住民が暮らしています。特性に応じた支援方法も想定する必要があります。

②ハザードマップを確認

災害の種類によって、避難場所や避難方法が変わることもあります。また、県や市町村では、定期的にハザードマップの見直しと更新作業を行っています。皆さんも、半年に一度はお住いの市町村のハザードマップを確認するようにしましょう。

Q 想定される災害と災害別の避難場所は？

-
-
-
-

Q 住民に応じた支援方法や配慮すべきことは？

(例) 高齢者（ひとり暮らし・日中ひとり暮らし・認知症等）／障がい者／妊産婦／乳幼児／外国人 等

-
-
-
-
-

Q 行政のハザードマップを確認！

- お住いの行政ハザードマップ
- 千葉県防災ポータルサイト
(※リンク：右QRコード)



③情報を整理する

災害発生時、自身が被災することや外出中であること、混乱していて正確に情報を伝えられないことなどが想定されます。こうした場合に備えて、平時から情報を整理しておきましょう。

例えば、要支援者や気になる住民の情報、避難場所・経路などを記載する「災害福祉マップ」を作成し、近隣の区域担当委員と話し合いながら、いろいろな地域情報を地図に落とし込んでいくのも一つの方法です。

また、きちんと「民生委員ができること・できないこと」を整理し、委員一人ひとりが共通認識を持ったうえで、住民や自主防災組織等に「民生委員の役割」を伝えていくようにしましょう。

Q 名簿と「災害福祉マップ」に掲載する情報は？

Q 災害に備えて、地域で確認する項目は？

(例) 避難場所／一時避難場所／福祉避難所（設置場所・利用方法等）／避難経路／倒壊しそうな家屋等／避難時に障害となる物／危険箇所（河川・山等）／道が狭いところ／防災井戸／各地点までの距離と所要時間 等

Q 共有する情報と把握する情報は？

(共有) ●自主防災組織（町会・自治会）と共有する情報／●行政・社協と共有する情報 等

(把握) ●(避難行動要支援者名簿に未掲載だが) 気にかかる住民／●地域の防災活動 等

Q 民生委員ができること・できないことは？

Q 地域に伝える「民生委員の役割」は？

④地域の防災活動に参加する

皆さんの地域には、町会・自治会等で組織される自主防災組織が活動していると思います。

日頃の取り組みや地域の防災活動を通して、避難経路・場所等の情報共有を図ったり、住民に平時からの備え（3日分の食料備蓄・防災グッズ等）を周知するなど、皆さんの暮らす住民や地域にあった防災体制を整えていきましょう。

Q 地域で参加できる防災活動は？

Q 自主防災組織（町会・自治会）、行政・社協等と連携・協力できる防災活動は？

⑤地域と福祉をつなぐ

地域には、高齢者や認知症の人、障がい者、妊産婦、外国人など、多様な住民が暮らしています。こうした住民に必要とされる配慮すべき点（避難場所までの移動手段・避難所でのバリアフリー・オストメイト対応トイレ・待機スペース、福祉避難所の利用方法等）を、地域の防災活動に取り入れていきましょう。住民は、そうした「福祉の視点」への配慮や理解がないというわけではなく、わからない・意識が向いていないという方が多いのだと思います。こうした住民の立場を代弁することは、民生委員だからこそできる関わり方の一つと言えます。

Q どのような配慮すべき住民がいますか？

Q 地域の防災組織に伝える「福祉の視点」（配慮すべき点）は？

「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」

下記は、全民児連「災害に備える民生委員・児童委員に関する指針」<第4版>掲載の「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」です。

それぞれの条文を確認しながら、これまでの民児協としての取り組み（できていること・できていないこと・課題等）を振り返り、どのように「災害に備えた取り組み」と向き合っていくのか、今後の方向性を共有していきましょう。

民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

平常時の取り組みの基本

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

市町村と協議しておくべきこと

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

発災後の民児協活動において留意すべきこと

第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

※詳細は、全民児連 HP 掲載の「災害に備える民生委員・児童委員に関する指針」<第4版>をご参照ください。

Q できていることは？

Q できていないこと・課題は？

Q 地区民児協として取り組むことや、共有することは？

主任児童委員と 児童委員の取り組み

ここでは、主任児童委員と児童委員それぞれの役割や地域との向き合い方などを再点検していきましょう。

主任児童委員の発足と 子どもを取り巻く社会状況の変化

総務省統計局によると、2024（令和6）年4月現在のこのどもの数（15歳未満人口）は1401万人。総人口（1億2400万人）に占める割合は11.3%、1982（昭和57）年から43年連続の減少となったことが公表されました。

今後、ますますこのどもの人口減少が予想される中で、地域に山積する子どもや子育て家庭における課題を少しでも改善し、子どもがのびのびと過ごし、子育てしやすい環境を整えていくことが求められています。

ここでは、主任児童委員制度の創設や、それ以降の社会状況等を振り返りながら、地域で活動する主任児童委員と児童委員には、どのような役割が求められているのか、どのような取り組みを心がけていく必要があるのか考えていきましょう。

1994（平成6）年1月に創設された主任児童委員制度は、2024（令和6）年1月で制度創設30年を迎えました。

創設当時、時代は昭和から平成へと移り、少子化や核家族化の進行、子どもが育つ・子どもを育てる環境にも変化が見られる中で、多様な課題―児童虐待やいじめ、不登校等―が社会的課題として取り挙げられています。

そして、家庭や学校などに顕在化するこうした課題に対して、子どもや子育て世帯への相談・支援体制を整えることや、地域における子育てしやすい環境づくりの必要性が指摘されていました。

こうした時代背景のもとに誕生した主任児童委員制度は、主に児童に関する取り組みに携わることとされましたが、当初は「主任」という名称や担当区域を持たないこと、児童のみを対象とした活動を行う点など、その役割・立ち位置に戸惑う声が多く聞かれました。

制度発足後も、少子高齢化やひとり親家庭の増加、経済不況を背景とする「子どもの貧困」等の諸課題のほか、近年では「ヤングケアラー」も、新たな課題として取り上げられています。

また、県内では、外国籍あるいは、外国にルーツを持つ子どもが増加しており、日本語を話すことができない、生活文化・生活習慣の異なる世帯との関わりにも目を向けていく必要があります。

こうした社会状況を受けて、国では2023（令和5）年4月に、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」を設置し、それまで内閣府や厚生労働省等が別々に行ってきた子ども政策を二元的に集約しました。

この発足とあわせて、子どもの権利を保障する「こども基本法」も施行されました。同法では、1989（平成元）年の国連総

会で採択された「子どもの権利条約」にある4つの原則（①差別禁止・②生命、生存及び発達に対する権利・③子どもの意見の尊重・④子どもの最善の利益）を踏まえた基本理念（同法第3条）を定めています。

また、同年12月には、同法に基づき政府全体のこども施策の基本的方針等を定める「こども大綱」を閣議決定し、今後はこれに沿って「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策を進めていくことになりました。

できること探し

その時代に応じて、子どもを取り巻く環境や諸課題には変化がみられるもの、主任児童委員・児童委員に求められる役割は、基本的には変わりません。

これまで、主任児童委員・児童委員は、子どもや子育て世帯向けの居場所づくりや見守り活動をはじめ、地域で安全安心に過ごすことができる環境づくりを、その地域にあった形で継続的に実践してきました。

主な取り組みとしては、子育てサロンや登下校の見守り、乳幼児の定期健診、学習支援、こども食堂、福祉体験、防犯パトロール、公園の遊具点検等のほか、学校運営協議会や学校評議員、学校ボランティア、要保護児童対策協議会委員、学校との定期的な意見交換等、実に多岐に渡ります。

当然、主任児童委員・児童委員は、児童分野の専門職ではありません。あくまで、

同じ地域に暮らす住民として、先に挙げた取り組み等を通して、（全民児連が提唱する）「子どもたちの身近なおとな」・「地域の子育て応援団」として、地域と子ども達をつなぐ役割等が期待されています。

しかし、県内での取組状況を見てみると、区域担当の児童委員からは「担当区域に子どもがいない・少ない」・「高齢者に関する取り組みで忙しい」・「子どもに関する情報の把握が難しい」・「子どもに関することは主任児童委員に任せている」といった声を耳にすることがあります。

たしかに、子どもや子育て世帯に関する情報を把握することは難しく、その関わり方も高齢者世帯とは異なります。少子化の影響もあり、以前と比べて、子ども会の活動や子ども関連イベントも減少し、住民が子どもと関わる機会が少ない状況にはあります。

それでも、地区民協として、主任児童委員や児童委員としての活動の場を「探す・創る・関わる」視点を持ちながら、子どもや子育て世帯、学校等と、何らかの接点を持ち続ける、持とつとすることが大切です。研修会のアンケートには、「子どもに関する取り組みは」何から始めたらいいかわからない」という意見もありました。

次頁以降掲載のチェックリスト等を活用し、地域の未来を創る子ども達のために何

ができるのか、定例会で考える機会を持つてみてください。

また、（左枠の）本会ハンドブックや本誌バックナンバーには、子どもや子育て世帯への向き合い方をはじめ、児童虐待やヤングケアラー等の発見チェックリストなども掲載しています。

まずは、**できること探し**をしながら、「おはよう！」の声掛けから始めてみましょう。

参考サイト・資料

- ①(こども家庭庁 HP) こども基本法
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>
- ②(本会) 広報誌(第74号「児童委員活動はじめての一步」掲載)
<https://chiba-minkyō.or.jp/participants/magazine/>
- ③(本会) 民生委員・児童委員の活動ハンドブック
<https://chiba-minkyō.or.jp/handbook/>
- ④(本会) 活動支援+動画(メンタルヘルスの動画掲載)
<https://chiba-minkyō.or.jp/support-movie/>



Q 地域を知る

まずは、地域で育つ子どもたちを「知る」ことから始めましょう。皆さんで話しながら情報交換してみましよう。

地域の基本情報

- ①子どもたちの数 / ②認定こども園・幼稚園・保育園の数・場所
- ③小・中学校の数・場所・通学路 / ④子ども達（子育て世帯）がよく遊ぶ場所・集う場所
- ⑤地域で活動する団体とその取り組み / ⑥その他（公園・お店等）

地域の良いところと課題

- ⑦子どもや子育て家庭にとって、よい環境だと感じる場所は？
- ⑧地区民児協の定例会や、行政・学校との意見交換の中で、課題として挙げられていることは？

Q 取り組みを点検

自分たちの取り組みや地域で行われている取り組みなどを再点検してみましよう。

主任児童委員・児童委員・地区民児協の取り組み

- ①（主任児童委員）主体的に取り組む活動はありますか？
- ②（主任児童委員）報告・発表する場はありますか？
- ③（児童委員）定期的に取り組む子どもに関する活動はありますか？
- ④（地区民児協）定期的に取り組む子どもに関する活動はありますか？
- ⑤（地区民児協）子どもたちや子育て世帯、学校のことを話し合う機会がありますか？

行政との取り組み

- ⑥（行政）市町村の子ども施策について、話を聞く機会がありますか？

⑦(行政の子ども担当課等) 定期的に、子どもや子育て世帯のことを話し合う機会がありますか？

⑧(行政の子ども担当課等) 主任児童委員・児童委員として、こういう取り組みをしたい・してほしいという意見交換をすることはありますか？

学校との取り組み

⑨(学校) 定期的に、子ども達のことを話し合う機会がありますか？

⑩(学校) 主任児童委員・児童委員として、こういう取り組みをしたい・してほしいという意見交換をすることはありますか？

関係団体との取り組み

⑪(町会・自治会) 連携・協力する子どもに関する取り組みはありますか？

⑫(地区社協) 連携・協力する子どもに関する取り組みはありますか？

Q できることを検討

これまでの活動を振り返りながら、下記①～⑤について、今後どのような取り組みを行っていくのか「できること探し」をしていきましょう。

検討すること

- ①地区民児協としての取り組み / ②主任児童委員としての取り組み
③児童委員としての取り組み / ④行政・学校との連携・協力した取り組み
⑤関係団体(町会・自治会、社協等)との連携・協力した取り組み

民児協の仲間を 再発見

ともに活動する委員仲間の 相関マップを作ってみよう！

令和4年12月の一斉改選から、はや2年が経ちました。

皆さんは、活動を共にする地区民児協の仲間のことを、どのくらいご存じでしょうか？ コロナ禍ということもあって、つい最近まで、そうした時間はなかなか設けられていないかもしれません。

そこで、少しの時間を使って、自分自身のことや、委員仲間の人となりを知ることができる「相関マップ」を作ってみましょう。

このマップには、自身が好きな場所や有名人、長年続けている趣味などを記入していきます。例えば、自分の好きな食べ物や音楽、映画、本、言葉、乗り物、場所、動物、スポーツ、人物、人よりちょっと詳しいこと、昔〇〇だった話、家族や孫自慢、その他趣味などなど、自分自身を構成するモノ・コトや、愛して止まないものであれば、何でもよいので書き出していきます。

自身のマップを作成したら、下記手順に沿って、参加メンバー同士で、お互いのことを話しながら、仲間の意外な一面を見つけてみましょう！

毎月行う定例会で、活動や事例の検討も大切なことですが、たまにはワイワイ楽しみながら、お互いのことをよく知る機会を作ってみるのも、今後の活動に役立つのではないのでしょうか。

一斉改選を前に、あらためて活動を共にする委員仲間のことを再発見してみましょう。

1 自身の「相関マップ」(P23)を作成

4つのテーマ「ひと・場所・昔話・趣味」に、自身の好きなモノ・コトを記入していきます。4つのテーマは、適宜変更してください。

2 話し合うグループを作る

人数は、自身を含めて2・3名。話す時間の目安は1回30分程度とします。参加メンバーを代えながら繰り返します。参加メンバーの氏名や好きなモノ・コトは、P25・26のワークシートに記入してください。

3 お互いの「相関マップ」について話し合う

話す順番や司会の有無等は自由です。大切なことは、相手の話に関心を持ち、きちんと耳を傾けることです。また、仲間の好きなモノ・コトに対して、否定や批評、評価等は不要です。ワイワイ話しながら、仲間の新しい一面を発見してみましょう。

進め方
相関マップの

4 民児協の仲間を再発見

場 所

(例) 好きな場所／よく行く場所／今後行きたい場所／落ち着く場所／定期的に通う場所 etc (お店・旅先・公園等)

ひ と

(例) 好きな歌手／有名人／お世話になった人／尊敬する人／よく会う人／会いたい人 etc

自分の好きなモノ・コト

相関マップ

氏名

趣 味

(例) スポーツ観戦／孫／音楽／映画／コーラス／手芸／演劇鑑賞／読書／囲碁・将棋／卓球／散歩／釣り／旅行 etc

昔 話

(例) 幼少期／小・中・高校時代／社会人／昔住んでいたところ／よく遊んでいたこと／びっくりした体験 etc

場 所

ひ と

相関マップ

意外と知らない仲間のアレコレ。
参加メンバーの好きなモノ・コトを
話しながらメモしていきましょう。

参加メンバー

-
-
-

<1回目>

趣 味

昔 話

4 民児協の仲間を再発見

場 所

ひ と

相関マップ

意外と知らない仲間のアレコレ。
参加メンバーの好きなモノ・コトを
話しながらメモしていきましょう。

参加メンバー

- _____
- _____
- _____

< 2回目 >

趣 味

昔 話

2 事業報告 決算

令和5年度 事業報告 (概要版)

※詳細は、本会HPをご参照ください。
(<https://www.chiba-minkyō.or.jp>)

1. 研修事業

(委託事業)

- ① 単位民児協会長研修会 (全2回)
(期日) 令和5年12月19日(火)・21日(木)
(場所) 千葉市民会館 (人数) 277名
- ② 中堅民生委員児童委員研修会 (全5回)
(期日) 令和5年9月15日(金)他 (場所)
柏市民文化会館他 (人数) 1788名
- ③ 事例検討研修会 (全7回)
(期日) 令和5年10月24日(火)他 (場所)
横芝光町文化会館他 (人数) 524名
- ④ 新任民生委員児童委員研修会 (全3回)
(期日) 令和5年4月18日(火)他 (場所)
千葉市文化センター他 (人数) 357名
- ⑤ 主任児童委員研修会 (全1回)
(期日) 令和6年3月4日(月)
(場所) 千葉市民会館 (人数) 496名
- ⑥ 相談技法研修会 (全3回)
(期日) 令和6年2月8日(木)他
(場所) 県教育会館 (人数) 242名

(自主事業)

- ⑦ 第92回全国民生委員児童委員大会
(期日) 令和5年11月21日(火)・22日(水)
(場所) 広島県・広島市 (人数) 32名
- ⑧ 全国民生委員児童委員リーダー研修会
(期日) 令和5年10月30日(月)・31日(火)
(場所) 全社協「灘尾ホール」 (人数) 4名
- ⑨ 全国児童委員・主任児童委員研修会
(期日) 令和5年12月7日(木)・8日(金)
(場所) 東京ベイ幕張ホール (人数) 7名
- ⑩ 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会
(期日) 令和5年9月7日(木)・8日(金)
(場所) 新潟市 (人数) 6名
- ⑪ 全国民生委員指導者研修会
(期日) 令和6年1月31日・2月2日
(場所) ロフォス湘南 (人数) 2名

2. 指導事業

- ① ちば民児協だよりの発行 (1回発行)
(概要) 編集委員会3回開催
- ② 民生委員・児童委員活動支援動画の作成
(テーマ) 「メンタルヘルスと民生委員・児童委員」
- ③ HP更新・PRリーフレット配布
- ④ 主任児童委員連絡会 (2回)
- ⑤ 「市町村民児協事務局運営の手引き」の作成

3. 法人事業

- ① 理事会 (3回)
- ② 評議員会 (3回)
- ③ 正副会長会議 (8回)
- ④ 決算監査会 (1回)
- ⑤ 慶弔事業 (下記の通り)
- ⑥ 「活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル」の印刷配付
- ⑦ アーカイブス事業の推進

●全国互助事業給付金状況 (本会収支には関連なし)

種別		件数	金額	
公務	公務死亡	0件	0円	
	公務傷害	2件	60,000円	
一般	一般死亡	19件	570,000円	
	配偶者死亡	32件	325,000円	
	一般傷病	2ヶ月未満	7件	56,000円
		2ヶ月以上	65件	650,000円
	災害見舞	全壊・大規模半壊	1件	100,000円
		半壊	1件	50,000円
退任慰労		72件	298,000円	
計		199件	2,109,000円	

●県民児協弔慰金給付状況

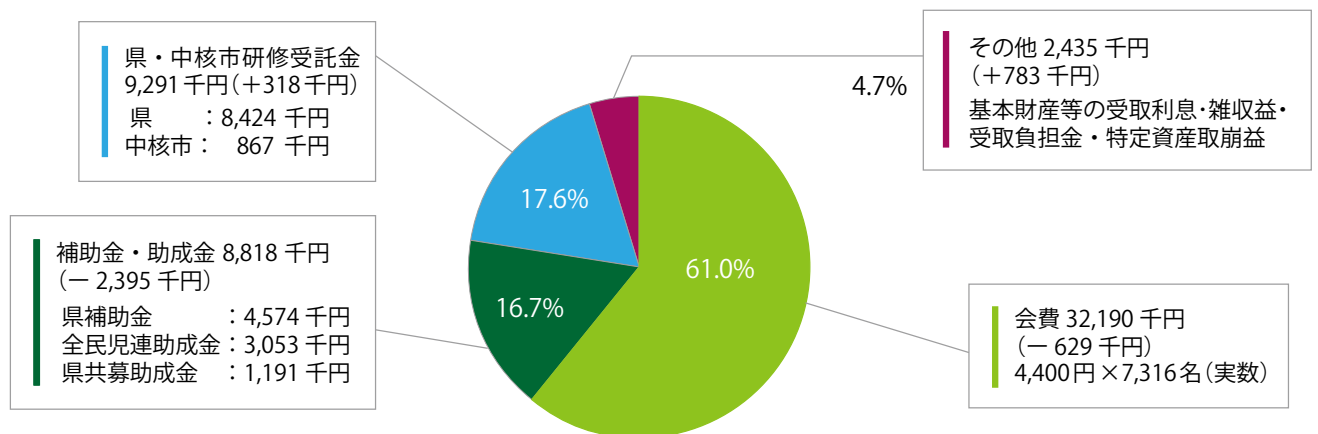
種別	件数	金額
物故者委員	19件	190,000円
配偶者	32件	96,000円
計	51件	286,000円

令和5年度 決算（概要版）

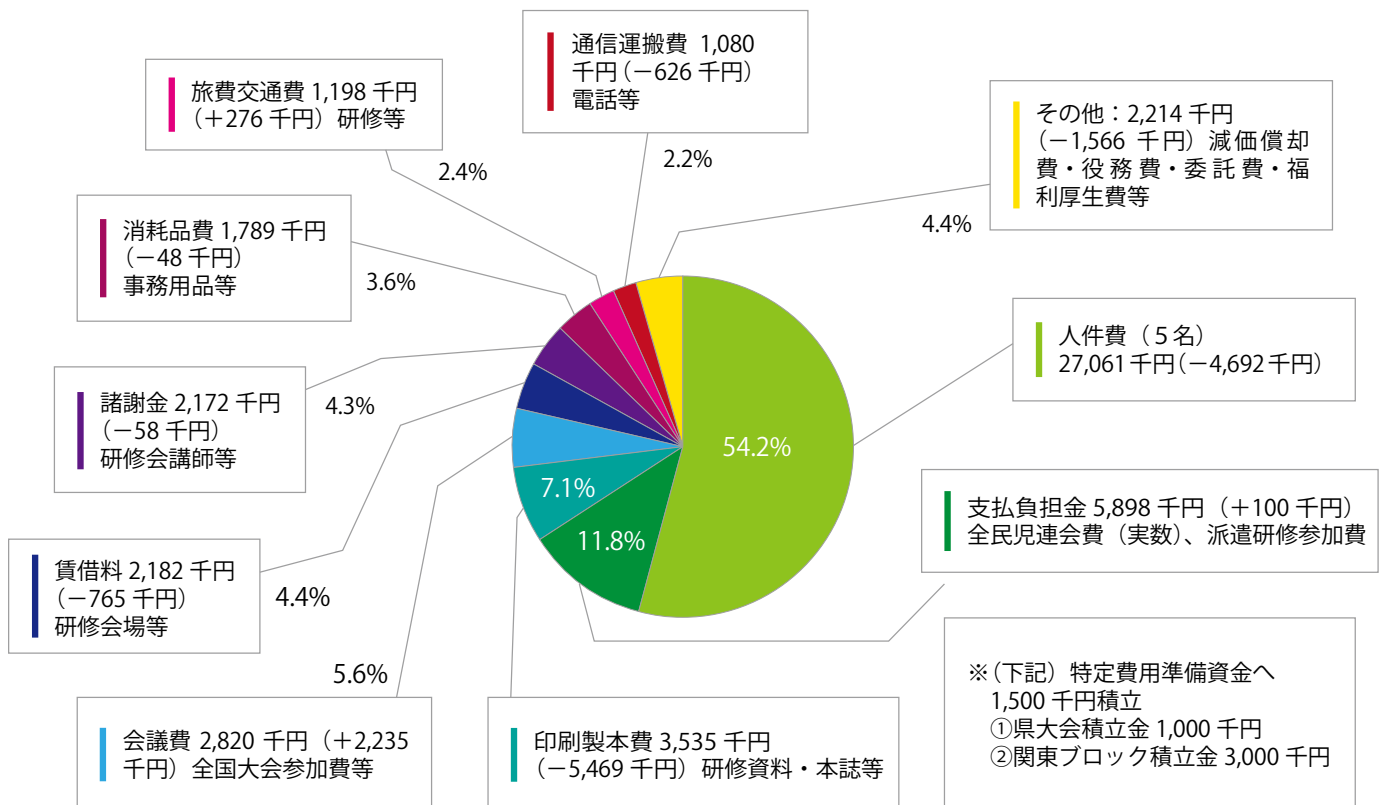
令和5年度事業決算（正味財産増減計算書）の概要は、下図の通りとなります。より詳細な内容については、本会HPに平成25年度以降の財務諸表を掲載していますので、そちらをご覧ください。

※(カッコ)内の土は前年比の増減です。
※下記数字は、100円以下は四捨五入で記載

1 収入の内訳（概要） 経常収益計：52,734千円（前年比－1,925千円）



2 支出の内訳（概要） 経常費用計：49,949千円（前年比－12,915千円）



新任候補者向け説明用パンフレットがリニューアル！

全民児連では、新任候補者向け説明用パンフレットをリニューアルし、新たに民生委員・児童委員活動の魅力や、よくある質問Q & A等を掲載し「新任候補者向けチラシ」(A4両面)として発行しました。一斉改選に向けて、行政や社協、町会・自治会との会合等でご活用ください。

全民児連では、その他PRグッズも多数ご用意しています。ぜひ、地域住民や関係機関へのPR活動にご活用ください。

- (販売額) ● 100部：550円(税込)
● 送料1,000円(税込) / 2,000部ごと

※PRグッズの詳細は、全民児連HPに掲載されている「民生委員・児童委員PRグッズ注文用紙」をご参照ください。

(URL) <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>
(パスワード) 20131201



編集後記

本号では、「民児協再点検」と題して特集を組みました。

一斉改選まで1年を切ったこの時期に、あらためて民生委員としての基本姿勢や活動の取組方法、活動を通じた住民・地域への向き合い方等を話し合う機会になればと企画しました。

こうした振り返る機会を持つことは、街のことや、そこに暮らす住民のこと、それらの変化について話し合う気づきの場にもなります。

また、話し合うテーマは別として、地区民児協の仲間同士で、そうした場を持つことがとても大切です。本号には、仲間同士の親交を深める「相関マップ」の作成なども掲載していますので、ぜひご活用ください。

ちば民児協だより編集委員長 山名 恵子

お知らせ

2

令和6年度 春・秋の勲章・褒章受章者

次の方々が、勲章・褒章の栄に浴されました。誠におめでとうございます。

令和6年春の勲章

瑞宝単光章 (児童福祉功労) 館山市 庄司 えりみ 様
瑞宝単光章 (警察功労) 香取市 磯崎 明 様
瑞宝単光章 (警察功労) 香取市 香取 康利 様

令和6年秋の勲章・褒章

藍綬褒章 (社会福祉) 船橋市 府野 れい子 様
瑞宝単光章 (社会福祉功労) 柏市 山名 恵子 様
瑞宝双光章 (警察功労) 佐倉市 佐野 正孝 様
瑞宝双光章 (教育功労) 君津市 川上 清 様
瑞宝単光章 (警察功労) 八街市 向後 昭男 様
瑞宝単光章 (警察功労) 山武市 境 志郎 様

発行日：令和6年12月15日

発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 高橋 君枝

発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内
電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyoo.or.jp

作成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」

作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房

その他：本会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

